

## NPO法人G i f t 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、NPO法人G i f t（以下「法人」という。）定款第18条第3項の規定に基づき、法人役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規定で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 役員の報酬については、理事会の承認を得て、支給することができる。

2 役員の報酬額は、理事会において決定した額とする。

(報酬の支給日)

第4条 役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(補則)

第5条 この規定に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規定は、2017年8月9日より施行する。

この規定は、2018年6月2日より変更する。

この規定は、2024年7月13日より変更する。